

第4次総合計画 基本計画（素案）

第4次総合計画施策の体系

基本構想			基本計画			ページ
章		節				
1	【健康・福祉】 いきいき共生のまちづくり ～ 住み慣れた地域で安心して暮らす～	1	安心できる医療体制の維持	1	安心できる医療体制の維持	1
		2	健康づくりの推進	1	健康づくりの推進	2
		3	高齢者への支援	1	高齢者の日常生活への支援	3
				2	高齢者福祉の充実	4
		4	地域で支え合う福祉の推進	1	地域福祉の充実	5
		2	支えあいと自立の地域生活	6		
2	【子育て・教育】 つながる学び、つなぐ未来 ～ 地域で育む自立した18歳～	1	0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進	1	質の高い学校教育の推進	7
				2	学校教育環境の整備	8
		2	子どもを産み育てやすい環境の整備	1	妊娠出産支援と親子の健康増進	9
				2	子どもと子育て家庭への支援の充実	10
		3	生涯学習の振興	1	社会教育の振興	11
				2	スポーツの振興	12
		4	文化の振興	1	芸術文化の振興	13
				2	歴史・文化の継承と活用	14
		3	【産業】 持続可能な産業と雇用 ～ 地域資源でつなぐ未来経済～	1	産業の活性化	1
2	働きやすい環境づくりと産業を支える人材の確保					16
2	地域資源を活かした魅力の発信			1	観光の振興	17
3	農林水産業の振興			1	農業の振興	18
				2	林業の振興	19
				3	水産業の振興	20
4	【人権・移住定住・地域づくり】 つながる力で育む地域の未来 ～若者と多様な担い手が創る 協働の社会～	1	定住の促進	1	定住の促進	21
		2	自主自立の市民活動の推進	1	地域人材の育成と活動人口の創出	22
				2	コミュニティセンターを核とした地域づくり	23
		3	一人ひとりが尊重される社会の実現	1	一人ひとりが尊重される社会の実現	24
5	【市民生活(防災・防犯・環境・ 公共インフラ)】 くらし支える基盤と地域力 ～ 協働で築く安心・快適なまち～	1	防災・減災対策の推進	1	防災・危機管理の推進	25
				2	消防救急体制の充実	26
				3	防災施設の整備促進	27
		2	暮らしやすい生活基盤の整備	1	適切な役割分担による地域公共交通網の維持・充実	28
				2	鉄道の利便性の向上と利用促進	29
				3	バス等の利便性・効率性の向上と利用促進	30
				4	快適な住環境の確保	31
				5	機能的・効率的な生活圏の形成	32
				6	道路網の整備・維持管理	33
				7	ガス・上下水道の整備と供給	34
		3	安全・安心な市民生活の保護	1	防犯・交通安全対策の充実	35
				2	冬期市民生活の確保	36
		4	自然・環境の保全と未来への継承	1	自然環境の保全	37
				2	資源循環型社会の推進	38
6	【行財政】 市民とともに進める効率的な 行財政運営 ～資源最適化と 信頼のガバナンス～	1	積極的な行政改革	1	積極的な行政改革	39
		2	行政の電子化・情報化の推進	1	市民との対話とデジタル活用による行政サービスの向上	40
		3	健全な行財政運営	1	健全な行財政運営	41

第1章 いきいき共生のまちづくり ―住み慣れた地域で安心して暮らす―
第1節 安心できる医療体制の維持

1 安心できる医療体制の維持

めざす姿

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な医療サービスや救急医療が持続的に提供される地域医療体制を構築します。

重点的に取り組むこと

① 持続可能な地域医療提供体制の確保

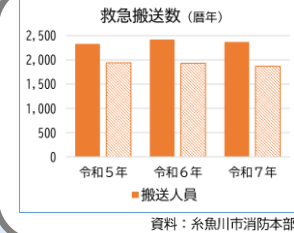
- 糸魚川総合病院を中心とした地域医療体制を維持するため、医師・看護師等確保対策事業などにより、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に取り組みます。
- 市民が身近な地域で継続的に医療を受けられるよう、かかりつけ医の機能維持と充実を図ります。
- 地域医療構想の方向性を踏まえ、病院・診療所・在宅医療の役割分担と機能連携を推進し、持続可能な地域医療体制の構築に取り組みます。
- 広い市域において必要な医療サービスを確保するため、在宅医療の充実や地域に必要な診療体制の確保など、多様な医療提供体制の構築を推進します。

〈イメージ写真〉

【案】
国診
オンライン診療

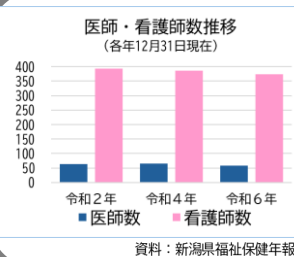
② 救急医療体制の維持と医療アクセスの確保

- 市民が安心して救急医療を受けられるよう、糸魚川総合病院における医療従事者の確保や医療機能の維持を支援し、24時間365日の救急医療体制を維持します。
- 上越圏域をはじめとする近隣医療機関との広域連携を推進し、市内で対応が困難な急性期医療や高度急性期医療の円滑な受入体制を確保します。
- 通院が困難な高齢者等にも必要な医療が提供されるよう、オンライン診療の活用や受診環境の充実など、医療アクセスの確保に取り組みます。



③ 医療人材の確保と働き続けられる環境づくり

- 医師養成修学資金貸与事業の活用や多様な大学及び関係機関との連携強化を図り、地域医療を担う医師の確保と診療体制の維持に取り組みます。
- 医療技術者修学資金貸与事業や病院勤務看護師等修学支援事業などにより、看護師及び医療技術者の確保と定着を図ります。
- 将来の地域医療を担う人材の確保につなげるため、小中高生を対象とした出前講座の実施や職場体験の周知等により、地元出身の医療人材の育成に取り組みます。
- 医療DXの活用や業務効率化を支援し、限られた医療人材を有効に活用できる体制づくりと働きやすい環境づくりを推進します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
糸魚川総合病院常勤医充足率	90.3%	100%	100%
糸魚川総合病院救急患者受入率	79%	80%	80%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、日頃から健康づくりや疾病予防に努めるとともに、かかりつけ医を持ち、救急医療を含めた適正受診に努めます。また、地域医療の現状や課題への理解を深め、地域医療を支える取組に協力します。	市は、医療機関等と連携し、市民が必要な医療を受けられる環境づくりを進めます。また、地域医療の現状や取組について分かりやすく情報発信を行い、市民の理解と協力を深めることで、持続可能な医療体制の維持・確保に取り組みます。

第1章 いきいき共生のまちづくり ―住み慣れた地域で安心して暮らす―

第2節 健康づくりの推進

1 健康づくりの推進

めざす姿

健康的な生活習慣の定着と疾病予防により、健康寿命の延伸を図ります。

重点的に取り組むこと

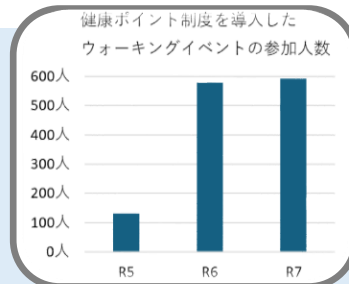
① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底

- 疾病の発症予防と早期発見・早期治療を図るため、受診しやすい健（検）診体制の整備を行い、健康診査及び各種がん検診の受診促進に取り組みます。
- 自身の健診結果に応じた生活習慣の見直しができるよう健康教育や個別支援の充実を図り、疾病の重症化予防に取り組みます。
- 感染症対策として、予防についての普及啓発を行い、必要な予防接種を促進します。

〈イメージ写真〉

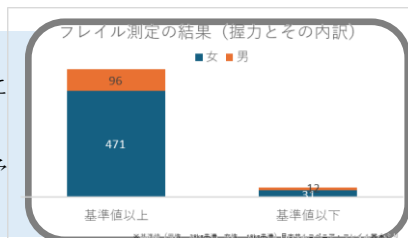
② 適切な食事や運動習慣による健康づくりの推進

- 全世代で、適正体重を維持するために、自身にあった食事量と1日3食栄養バランスの良い食事を摂ることなど正しい知識の普及に取り組みます。
- 運動習慣の定着を目指し、健康づくりセンター「はびねす」の活用、市民がスポーツや運動を楽しみながら健康づくりができる体制づくりに取り組みます。
- 地域通貨制度と連動した健康ポイント制度を導入し、運動や健康に対する意識を高めます。



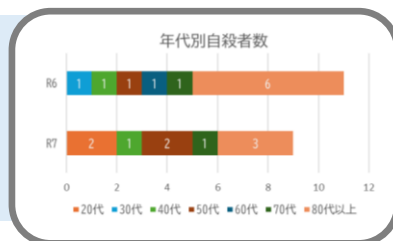
③ フレイル予防の推進

- 加齢による虚弱状態に早期に気づき、運動、栄養、口腔機能の改善、社会参加によりフレイル予防に取り組めるよう支援します。
- 健診結果を活用し、個別支援により、高齢化に伴う慢性疾患の増加や重症化の予防に取り組みます。



④ こころの健康づくりの推進

- 自殺やひきこもりなど、様々な健康問題に対し、地域での適切な見守り支援が行えるよう人材育成に取り組みます。
- 医療、介護福祉関係機関・事業所・地域等と連携を図り、相談支援体制の充実に取り組みます。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
健康寿命(男性)	79.9		
健康寿命(女性)	83.8		

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、自分や家族の健康を大切にし、健康づくりに努めます。 地域や事業者等団体は、連携して市民の健康づくりを支えます。	市民の健康づくりに関する情報提供と活動支援を行います。

第1章 いきいき共生のまちづくり ―住み慣れた地域で安心して暮らす―

第3節 高齢者への支援

1 高齢者の日常生活への支援

めざす姿

高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日々の生活を支援します。

== 重点的に取り組むこと ==

① 地域支え合いの推進

- 地域における支えあい体制の取り組みを市内全域に拡大し、地域の身近な課題を共有する場を充実させます。
- 住民一人ひとりが地域づくりの主体者となれるよう、地区ごとの自主的な活動を尊重・支援し、実情に応じた柔軟な活動となるよう取り組みます。
- 地域活動の拠点となる地域包括支援センターの機能を高めるため、関係機関との連携を強化します。現場の相談・支援力を向上させ、多様な主体と一体になって誰もが安心して支えあえる体制を築きます。



② 高齢者生きがいがづくりと介護予防の推進

- 高齢者の健康寿命の延伸を目的とした健康づくりから介護予防までの一体的な取り組みを推進し、高齢者が自らの意思で健康の保持増進を主体的に実践できるよう支援します。
- 保健師や理学療法士、管理栄養士等の医療専門職が連携し、家庭や通いの場へ積極的に関与します。専門的な視点からの相談や指導を行うことで、介護予防の質と効果を高めます。
- 高齢者が地域で役割を持ち、楽しみながら社会とつながる生きがいがづくりを支援します。これと並行し、フレイル状態を早期に改善するための運動・栄養・口腔ケアを一体的に推進し、生涯を通じて生き生きと暮らせる環境を整えます。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
第2層協議体※1運営業務委託件数	15	23	31
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	83.8 (R6)	84	84.2

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
高齢者も積極的に地域づくりやボランティアなど社会活動に参加し、地域の一員としての社会的役割を認識し、自主的に行動するよう取り組みます。	市民・企業・行政等の協働を促進し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2 高齢者福祉の充実

めざす姿

介護が必要になっても、高齢者の尊厳が保たれ、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉の充実を図ります。

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 在宅介護サービスの充実

- 高齢者が要介護状態になっても、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護による切れ目のない連携を強化し、適切な介護保険サービスを提供するとともに、高齢者の在宅生活や介護家族を支援するため、市が独自に取り組む在宅介護サービスの更なる充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスに加えて高齢者福祉サービスを提供し、その生活を支援するとともに、ニーズに合った適切なサービスとなるよう、内容の充実を図ります。

② 介護人材の確保

- 介護従事者の確保と技術向上・定着を支援するとともに、離職防止や離職した介護職員等の潜在的人材の復職支援を推進します。
- 将来的な介護人材となり得る児童・生徒への働きかけを通じて、介護分野への理解を深めるための取組を推進します。
- 介護職員の負担軽減のためのICT・DXを推進するため、介護事業所への情報提供や支援策の充実を図ります。



③ 福祉施設の整備

- 在宅介護サービスとの適切なバランスを保ちながら、地域で暮らす高齢者を支える介護サービスが提供できるよう、福祉施設の維持・充実に努めます。また、将来的な需要の変化への対応や効率的な運営を図るため、施設の集約化や多機能化の検討を進めます。

〈トピック〉
表やグラフ

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
介護サービスの満足度 ※直近はR 5 データ	83.4%	85.0%	87.0%
要介護3以上の認定割合	38.8%	38.0%	37.0%
介護職員が充足している事業所の割合	42.0%	45.0%	50.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、地域における相互扶助による協力関係の中で、自身の心身機能の維持向上に取り組めます。	市民・地域・事業所等との協働により、ともに助けあい、支え合う体制づくりに取り組めます。

1 地域福祉の充実

めざす姿

複雑化する課題に対し、関係機関が連携し、包括的かつ重層的な支援づくりを進め、誰もが安心して暮らせる地域社会の充実を図ります。

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 地域社会で自助・互助・共助・公助の連携強化

- 日常の変化を早期に発見できる地域ぐるみの支えあい体制を構築を推進します。
- 多様化する福祉ニーズに対し、社会福祉協議会をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、地域住民の主体的な活動を支援し、自助・互助・共助・公助が連携する体制の構築に取り組みます。
- 市民のボランティア活動への参加を促進し、地域を支える担い手を育成するとともに、災害時における支援の受け入れや被災者支援に向けたボランティア活動の運営体制の整備を行います。
- 成年後見制度等の権利擁護に関する事業を必要に応じて適切に利用できるよう、専門機関と連携した相談体制を整備します。併せて制度の周知啓発を行うとともに、本人の権利と尊厳が守られる地域づくりを推進します。

〈トピック〉
表やグラフ

② 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者に対しては、関係機関と連携し、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援などの包括的な支援を行います。
- 就労可能な生活保護受給者に対しては、早期に自立できるように、ハローワークなどと連携した就労支援を行います。

〈トピック〉
表やグラフ

③ 災害時の要配慮者への支援

- 要配慮者で避難行動要支援登録に未同意の方に対しては、市から登録を働きかけ、登録の同意を得た上で、自治会や民生委員と情報共有し、災害時には名簿を活用した迅速な安否確認と避難支援体制を推進します。

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
就労支援による被保護者の就労者数の割合			
要配慮者のうち避難行動要支援登録の割合			

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
社会福祉協議会は、地域福祉活動計画のもと、地域との連携し、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	市民、事業所、社会福祉協議会が行う活動の支援や調整を行います。

2 支えあいと自立の地域生活

めざす姿

地域共生社会の実現に向け、誰もが支え合いながら自分らしく暮らせるインクルーシブなまちづくりを推進します。

重点的に取り組むこと

① 市民への理解促進

- 障害者雇用の理解促進に向け、企業等への障害特性に関する情報提供や啓発を行い、障害者がその能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを働きかけます。
- 障害のある人への差別解消を図るため、市民への周知・啓発を強化し、相互理解の促進に取り組みます。



② 自立と社会参加への支援

- 障害児・者がそれぞれのライフステージの変化の中でも途切れることなく支援が受けられるよう、関係機関と連携したきめ細やかな個別支援体制を強化します。
- 福祉事業所で作った物品や食品の販売を通じて、達成感を感じ、意欲を高めるとともに、地域の人とつながることで、社会参加の機会を広げます。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、本人の希望や適性、個々の能力に応じ、就労、地域活動、交流など個々の活動を支援し、多様な自立を支える地域づくりを推進します。

◆市民アンケート

障害者への理解や差別解消は進んだと思うか？
「進んだ」「やや進んだ」と回答した人の割合

	R 4	R 7
自身	30.0%	50.6%
地域	32.5%	34.3%
学校	13.0%	35.9%
職場	13.4%	21.2%

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
障害者理解の進捗状況（市民アンケート 全体平均）	35.5%	50.0%	70.0%
日中活動に関するサービスの利用者数	521	530	540

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
・ 障害者に対する配慮や理解を深めます。 ・ 企業等へ障害者雇用の理解促進を行い、働きやすい職場環境づくりを働きかけます。 ・ 地域自立支援協議会や各専門部会において、個々のニーズに応じた支援体制を整備します。	障害者やその家族のニーズを把握し、支援を充実します。

1 質の高い学校教育の推進

めざす姿

ふるさとへの愛着を高め、未来を切り拓く力を育むために、園・学校・地域・家庭が連携して子どもたちを支えます。

重点的に取り組むこと

① いじめや不登校のない学校づくりの推進

- 互いを思いやる関係づくりと主体的に学び合う活動を広げ、いじめや不登校を未然に防ぐ学校風土を育てます。
- 幼保小中高の連携を強化し、発達段階を通した切れ目のない支援や指導方針の一貫性を生み、安心して学べる環境を整えます。
- 地域・学校・家庭がつながり、安心して過ごせる場所や活動を広げ、子どもの居場所を地域全体でつくる取組を進めます。
- 家庭や地域と連携して、地域全体で規範意識や自己有用感の向上、人間関係づくりの力等を育てる教育活動を推進します。



② 確かな学力の育成

- 架け橋期カリキュラムにより、自ら考えて遊ぶ姿から主体的に学ぶ姿へ、学びのつながりを視点とした指導を幼保小の連携で取り組みます。
- 個別最適な学びに向け、人的配置等の学習支援をはじめ、ICT端末を活用した学習を推進します。
- 学校における日々の授業において、対話的・協働的な学習を取り入れ、児童生徒が自ら課題意識をもって考え、判断し表現する力を育みます。
- 学校と家庭が連携し、一人ひとりの実態に応じた家庭学習への取組や読書習慣の定着を図り、確かな学力を育みます。



③ ふるさとの「もの・人・こと」から学ぶ郷土愛の醸成

- 地域の歴史、文化、自然などについて、ジオパーク学習を中心とした探究的な学びの充実を図り、ふるさとへの愛着と豊かな心を育みます。
- 自然災害や火災を学び、自らの命を守る主体的な行動力を育成するため、家庭や地域と連携した取組を推進します。
- 学校と地域や地元の企業等とが連携し、児童生徒が自分の可能性を自覚し、将来像を描いて自主的に学ぶ活動を推進する。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
目標とする家庭学習時間の達成度	小53.9 中25.0	小56.0 中30.0	小60.0 中35.0
標準学力検査の平均の偏差値	小49.7 中48.1	小51.0 中50.0	小54.0 中52.0
全国学力・学習状況調査の地域のためになることをしたいと考える児童生徒の割合	小79.4 中82.4	小80.0 中83.0	小82.0 中84.0

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
家庭は、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成を担い、子どもの行動に責任をもちます。 地域は、日常のかかわりや地域行事、社会教育活動を通して、子どもの社会性を育みます。 学校は、教職員の資質向上や、社会に開かれた教育課程の実現、日々の授業改善に努めます。	学校教育の成果と課題を把握し、必要な指導と支援を行います。

2 学校教育環境の整備

めざす姿

当市の未来を担う子どもたちにとって、より質の高い教育環境を提供できるよう、中学校区で一体となった教育環境をつくります。

重点的に取り組むこと

① 「ひとみかがやく日本一の子ども」の育成

- 18歳での自立を目指し、「豊かな心、健やかな体、確かな学力」を育成するため、小学校・中学校の「連携」をさらに充実・発展させ、小学校・中学校の「連続性」、「系統性」を重視した教育活動を行います。
- 現在の中学校区を単位として、小学校・中学校をひとつの「学園」とする小中一貫教育学校を設置します。
- 複式学級の完全解消や将来の児童数を念頭に小学校を再編します。中学校は4中学校を維持します。

〈イメージ写真〉

② 地域とともに歩む開かれた学校づくり

- 学校再編に伴い、学校と地域の関係が希薄化することがないように、「校区が広がること」をメリットと捉え、地域との連携・協働による教育活動を展開します。
- 学校を地域とともに子どもを育てる拠点として、学校と地域と家庭が連携して子どもを育てます。
- 地域を単なる学校のサポーターとしてではなく、学校と地域が教育の質を高め合うパートナーとして、子どもたちの学びを豊かにすると同時に、学校が地域の活性化にも寄与する関係を築きます。
- 幼稚園・保育園との連携に配慮するほか、高等学校との連携も視野に入れ、児童生徒の発達段階に応じ、切れ目のない学びと成長を支える教育環境の構築に努めます。

〈トピック〉
表やグラフ

③ 安全安心で豊かな教育環境の整備

- 遠距離通学となる児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、通学時間が1時間以内となるよう鉄道、路線バス、スクールバスでの通学手段を確保します。
- 中1ギャップの解消や、不登校などの課題にも対応できるよう、校内適応指導教室や校外適応指導教室の整備を推進するとともに、一人ひとりの教育ニーズに応える支援体制を整えます。
- 既存校舎に必要な改修を行い、施設を有効活用します。一体型・分離型など地域の実情に合わせた最適な施設整備を計画的に進めます。

〈トピック〉
表やグラフ

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市立学校数	18校	17校	10校
複式学級のある小学校数	6校	6校	0校

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
学園（学校）運営への協力、地域資源を活かした教育活動の支援、子どもたちの安全な見守りに協力します。	子どもの安全・安心への配慮、校舎整備への配慮、通学への配慮、幼稚園・保育園・高等学校との連携への配慮を行い、教育環境整備を進めます。

1 妊娠出産支援と親子の健康増進

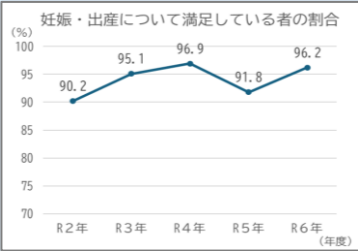
めざす姿

安心して出産、育児ができる環境を整えるとともに、生涯を通じた健康づくりの土台を幼少期までに定着させ、こどもと保護者の健康増進を図ります。

重点的に取り組むこと

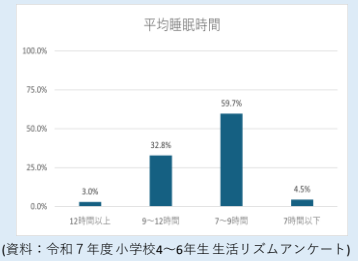
①安心して出産・育児ができる環境づくり

- 妊娠時より面談、訪問、マタニティスクールを行うほか、産後は、訪問、相談会、産後ケア等を実施し、妊産婦と家族の気持ちに寄り添った切れ目のない支援と相談体制を充実させます。
- 発達段階に応じた愛着形成の重要性についての情報提供を行うとともに、愛着形成に関する相談やサポートなど、関係機関と連携した支援が円滑に受けられるように努めます。
- 面談等で妊娠期や育児期の不安をつぶさに把握し、関係機関と連携して適切な支援に繋げることで、親子の孤立や児童虐待を未然に防ぐよう努めます。
- 妊娠・出産を希望する夫婦が安心して不妊・不育治療等を受けられるよう、精神的負担や経済的負担の軽減に努めます。
- 経済的支援として妊産婦医療費助成、出産時の宿泊費やタクシー費用の助成などを行うほか、緊急時の対応に備えて消防本部や医療機関と連携し、安心して出産ができるよう支援します。



②こどもと保護者の健康の増進

- 乳幼児健康診査の高い受診率を維持し、疾病の早期発見や健康の保持増進に努めます。
- 発達特性のあるこどもや、発達障がいの可能性のあるこどもを早期に発見し、適切な支援へつなぐことで、親子が抱える困り感の軽減や良好な親子関係の構築を図ります。
- 「早寝早起きおいしい朝ごはん」の取組を継続し、こどもの頃からの規則正しい生活習慣の定着と生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 年代に応じた食育を推進し、家族ぐるみで健全な食生活を実践する家庭が増加するよう努めます。
- 親子のふれあい遊びや外遊びの機会を通じて、親子の愛着形成を促進するとともに、電子メディアに偏らない多様な遊びを推進します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
この地域で、今後も子育てをしていきたい保護者の割合 (3歳児健康診査)	89.9%	92.0%	93.0%
健康状態がよい中学生の割合	93.6%	94.0%	95.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
出産・育児・子どもの健康づくりは、親子が主役です。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、地域、医療機関などは、連携して親子を支えます。	出産・育児・親子の健康づくりが安心してできるよう、保護者や関係機関と協働して環境づくりに努めます。

2 子どもと子育て家庭への支援の充実

めざす姿

子どもの数が少なくなる中でも、子育ての大変さや支援の必要性は小さくなりません。家庭のかたちや働き方、地域との関わり方が変化する中で、親子を孤立させず、相談、預かり、交流、遊びや居場所につながる環境を整えます。保護者が子育てを家庭だけで抱え込まず、子どもが安心して健やかに育つよう、保育園等、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ、地域団体、企業等が連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるまちを目指します。

重点的に取り組むこと

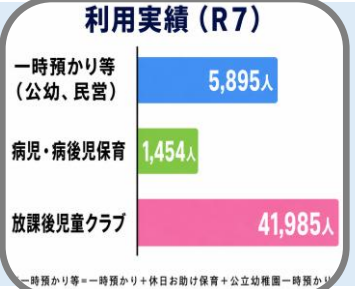
① 親子を孤立させない日常的な支援の充実

- ・子育て支援センター事業、親子交流事業、子育て応援講座などを通じて、保護者同士がつながり、子育ての不安や孤立を和らげる環境を整えます。
- ・子育てに関する情報を“子育てナビ”などで分かりやすく発信し、子育て家庭が必要な制度やサービスを利用しやすい環境を整えます。
- ・子育て家庭の困りごとに応じて、こども家庭センター、保育園等、子育て支援センター、関係機関が連携し、必要な相談や支援につなげます。



② 保育・預かりサービスの確保

- ・保育園、認定こども園、幼稚園等における受入体制を確保し、保護者の就労状況や家庭状況に応じた保育サービスを提供します。
- ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日お助け保育事業、放課後児童クラブなどにより、子育てと仕事の両立を支援します。
- ・園児数の減少や施設の老朽化を踏まえ、保育園等の適正配置や民営化の検討を進め、持続可能で質の高い保育体制を整えます。



③ 遊び・交流・地域で支える居場所づくり

- ・子育て支援センター、児童館、ふれあい児童館、子どもの遊び広場運営事業などにより、親子や子どもが安心して過ごし、遊び、交流できる場づくりを進めます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業、さんさん子育てサポート事業の取組などを通じて、地域や事業者とともに子育て家庭を支える仕組みを広げます。
- ・公民館や既存施設、地域資源を活用し、家庭・園・学校以外でも子どもや保護者がつながり、地域全体で子どもの育ちを支える機会をつくります。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
子育て支援センター延べ利用者数	9,734人	9,000人以上	9,000人以上
一時預かり・休日お助け保育・病児病後児保育の延べ利用者数	7,349人	7,000人以上	7,000人以上
児童館・子どもの遊び広場運営事業の延べ利用者数	12,513人	12,000人以上	12,000人以上

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
子育て家庭は相談窓口や支援サービスを活用し、地域や事業者等は親子を温かく見守り、居場所づくりや子育て家庭を支える取組に協力します。	市は、相談、預かり、交流、遊びや居場所につながる環境を整え、関係機関や地域、事業者等と連携して、子どもと子育て家庭を支える仕組みを推進します。

1 社会教育の振興

めざす姿

学校・家庭・地域が連携し、誰もがライフステージに応じて学び、交流し、地域の拠点や図書館を活用しながら、学びを地域の力へとつなげる社会を目指します。

重点的に取り組むこと

① 地域とともに学び合う社会教育の推進

- 学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育む地域学校協働活動を推進し、学びや体験を地域全体で支える仕組みの強化を図ります。
- 地区公民館を地域の学びと交流の拠点として、地域と一体的な公民館活動を充実し、地域課題の解決や住民相互のつながりの促進を図ります。
- 子どもから高齢者まで、幅広い世代が社会教育活動に参加しやすい環境を整備し、世代を超えた交流と学び合いの機会の創出を図ります。
- 地域住民、団体、ボランティア、企業等との連携を深め、地域の実情に応じた公民館の持続可能な運営体制の構築を検討します。



② ライフステージに応じた生涯学習機会の充実

- 多様化する生活スタイルに対応し、正しい生活リズムの定着を含めた家庭教育支援を充実し、子育て家庭を地域で支える取組を進めます。
- 地域の自然、文化、産業などを生かした体験や学習の機会を広げ、子ども・若者の郷土への愛着と将来への展望を育みます。
- 働き世代を中心に、情報化社会に対応した学習機会や学び直しの機会を充実し、地域の人材育成と活躍の促進を図ります。
- 趣味、教養、地域活動につながる学習機会を広げ、高齢者の生きがいづくりと社会参加、健康でいきいきとした暮らしを支援します。



③ 学びを支える拠点機能と図書館サービスの高度化

- 生涯学習センターや地区公民館などの施設を適正に管理し、老朽化への対応も含めて計画的な改修と長寿命化を進めます。
- 地区公民館のコミュニティセンターとしての役割を踏まえ、学び、交流、防災等の機能を高め、地域の拠点として有効活用を図ります。
- 市民ニーズを踏まえた資料の充実、読書活動の推進、電子書籍や予約サービスの導入などにより、利便性の高い図書館サービスの提供を進めます。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
公民館活動参加者数	116,044人	121,000人	127,000人
生涯学習講座・体験事業参加者数	8,064人	8,400人	8,800人
図書館利用者数	50,253人	52,000人	55,000人

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民、学校、家庭、地域団体、ボランティア、企業などが、それぞれの立場で学びや交流に参加し、地域の学びを支えます。	図書館や公民館などを活用した学びの場を整え、関係機関との連携を進めながら、地域の学びを支える環境づくりを進めます。

2 スポーツの振興

めざす姿

市民が年齢や体力、障がいの有無にかかわらず、スポーツに親しみ、健康の保持増進や交流、地域の活性化につなげることができる地域社会を形成します。

重点的に取り組むこと

① 生涯スポーツの推進

- 市民がそれぞれのライフステージや体力に応じて、気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- ウォーキングや軽運動、健康体操など、日常生活に取り入れやすい運動習慣の定着を促進します。
- 子どもから高齢者まで、また障がいのある人も参加しやすいスポーツ活動の普及を図ります。
- 競技スポーツとレクリエーションスポーツの双方を推進し、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。



② スポーツ環境の整備と担い手の育成

- 体育館、運動公園、グラウンド等のスポーツ施設について、計画的な整備・改修を進めるとともに、安全で快適に利用できるよう、施設の適正な維持管理に努めます。
- 学校体育施設の地域開放を進め、身近な場所で運動できる環境の充実を図ります。
- 地域の実情に応じて、スポーツ施設の機能や役割の見直しを進めるとともに、スポーツ推進委員、指導者、ボランティア等の確保・育成を進めます。
- 地域スポーツクラブや競技団体の活動を支援し、学校部活動の地域連携や地域移行の動きに対応した、地域でスポーツ活動を支える体制の整備を進める。



③ スポーツを通じた交流・地域活性化

- スポーツ大会やイベントの開催を通じて、世代間交流や地域間交流の促進を図ります。
- 市民がスポーツに参加し、観戦し、支える機会を広げ、地域のにぎわいづくりにつなげます。
- 地域資源を生かしたスポーツ活動の展開により、健康づくりや地域活性化を促進するとともに、トップアスリートや競技団体との交流機会を通じて、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
一人の市民が公の施設でスポーツ活動を行う回数	6.2回	6.6回	7.3回

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、自らの体力や関心に応じてスポーツに親しみ、健康の保持増進に努めるとともに、地域の一員として、スポーツ活動やイベントへの参加、支援に取り組みます。スポーツ団体、学校、事業者等は、それぞれの立場から活動の場や機会の提供、人材の育成、運営への協力を行い、スポーツの振興に参画します。	市民がスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備・活用、担い手の育成、スポーツ団体の支援を進め、スポーツを通じた健康づくりと地域活性化を推進します。

1 芸術文化の振興

めざす姿

芸術文化をととした世代間交流の推進、豊かな心の醸成、生きがいを実感できる活動への支援を図ります。

重点的に取り組むこと

① 市民の芸術文化活動への支援

- 市民の主体的な芸術文化活動を支援します。
- 若い世代を含む世代間交流の促進を図ります。
- 学校、市民団体等との連携により、地域ぐるみで芸術文化を支える環境づくりを進めます。
- 郷土にゆかりのある文化人や文化資源の顕彰・発信を通じ、郷土愛やふるさと肯定感の醸成を図ります。



② 多様な芸術の多様な鑑賞機会の提供

- 流行や伝統を意識しながら、魅力ある多様な公演や展覧会など、豊かな人間性をかん養する機会を提供します。
- 事業を単体で完結させることなく、地域活性化や観光への貢献を意識した展開を図るため、多方面と連携します。
- シチュエーションが変われば物は変わって見えるという特性を生かし、公演や展覧会のアウトリーチなど多様な鑑賞機会の提供・支援を図ります。



③ 文化施設の整理と有効活用

- 施設の特性や利便性、効率性を考慮し、計画的な整理、更新を行います。
- 文化施設を、多様な文化活動や交流の拠点として有効活用します。
- 利用者の利便性や安全性、バリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすい施設環境の充実を図ります。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市民一人当たりの年間文化事業参加回数	0.4回	0.4回	0.4回
市民一人当たりの年間文化施設利用数	2.2回	2.0回	2.0回

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、芸術文化に親しみ、学び、活動に参加することで、健全な生活を推進します。 芸術文化団体、学校、地域団体等は、創作・発表・鑑賞の機会を提供し、担い手の育成や交流の促進を図ります。	・ 市民や団体等が行う芸術文化活動を支援し、活動しやすい環境を整えます。 ・ 鑑賞機会の提供、文化施設の有効活用、情報発信などを通じて、芸術文化の振興を図ります。

2 歴史・文化の継承と活用

めざす姿

地域への誇りと愛着をもち、市民・地域・行政等が一体となって文化財や歴史・伝統文化を守り、活かし、次世代への継承を図ります。

重点的に取り組むこと

① 文化財の保存と活用

- 文化財保存活用地域計画に基づき、関係主体の連携体制を構築して、地域総がかりによる文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財所有者に対し保存や防災・防犯に関する情報提供等の支援を行い、保存環境の向上を促進します。
- 既存施設の活用等により文化財収蔵施設を確保し、文化財の適切な保存を図ります。
- 硬玉産地やフォッサマグナパークなどの整備を推進し、教育面や観光面への活用を図ります。



② 伝統文化の継承と活用

- 高齢化や人員減により文化財の所有や伝統芸能の維持が困難となった個人・団体等に対し、相談対応や国・県と連携した支援を行います。
- 地域主体による保存・継承活動への支援を行い、担い手の確保と活動の継続を図ります。
- 地域の歴史・文化をテーマとした講座や展示等を行い、市民の地域愛の醸成を図ります。
- デジタルアーカイブや講座等のオンライン配信で、文化財等の保存、発信力の向上を図ります。



③ 博物館施設の充実と活動の推進

- フォッサマグナミュージアム（登録博物館）や長者ヶ原考古館において、ヒスイ等の企画展、各種講座、体験の充実により、交流人口の拡大を図ります。
- ジオパークと連携した各種講座や、体験メニューの実施により、教育面や観光面への活用を図ります。
- 糸魚川歴史民俗資料館、相馬御風宅において各種展示、情報発信を行い、相馬御風の功績などを広く周知します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
博物館・資料館入館者数	117, 307人	120, 000人	123, 000人

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
文化財所有者、学校、団体、企業、市民等は、市の歴史・文化・自然等の誇りと愛着を持ち、一体となって資源の保存と活用、次世代への継承に努めます。	地域総がかりでの地域資源の保存、活用が図られるよう、関係主体への支援、調整等を行います。

1 産業の振興

めざす姿

企業の競争力強化と持続的な成長を支援するとともに、地域内外の企業や人材との連携により活力ある地域産業の発展を目指します。

重点的に取り組むこと

① 企業の持続的な活動の支援

- 企業の競争力強化と持続的な成長を図るため、商工団体や金融機関、産業支援機関等との連携を強化し、経営相談や伴走支援など、企業の経営課題に応じたきめ細かな支援体制の充実を図ります。
- 人手不足やデジタル化、脱炭素化など社会経済情勢の変化に対応できるよう、企業の経営基盤強化や生産性向上に向けた取組を支援します。
- 意欲ある事業者や事業者による新たなビジネスへの挑戦や商店街全体及び店舗の魅力向上につながる取組を支援し、市内商業の活性化を図ります。
- 中小企業者・小規模企業者等が資金調達しやすい環境を整備するとともに、後継者対策や廃業防止のため事業承継を支援することで経営安定化と事業継続を支援します。
- 地域経済の好循環を創出するため、商工団体等と連携した地元産品の販路拡大や消費喚起を促進し地域内消費の促進を図ります。

〈イメージ写真〉

〈イメージ写真〉

② 新たなビジネスの創出

- 新たな雇用の創出と地域産業の活性化を図るため、産業団地等への企業誘致を推進するとともに、本社機能や研究開発拠点、サテライトオフィス等、多様な企業拠点の誘致に取り組みます。
- 地域活性化起業人制度や企業ネットワーク等を活用し、首都圏企業との継続的な関係構築を進めるとともに、企業と地域との交流や共創を通じて、新たな企業進出や事業展開につながる取組を推進します。
- 商工団体や金融機関等と連携し、創業前から創業後まで切れ目のない伴走支援を行うとともに、創業機運の醸成や新たな挑戦を後押しする環境づくりを進め、起業・創業や新事業展開を促進します。



③ 姫川港の機能強化

- 背後地に立地するリサイクル関連企業と連携し、静脈物流と動脈物流が連携した循環経済を支える拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）としての機能を拡充します。
- 地域内外を結ぶ円滑な交通ネットワークとの連携により、物流効率を向上させ、地域産業の振興を図ります。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
年間創業支援対象者数	191人	210人	250人
姫川港取扱貨物量（輸移出と輸移入の合計）	255万トン	280万トン	300万トン

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
行政、商工団体、金融機関等は連携し、企業の持続的な成長や企業間連携を支援するとともに、市民・事業者と一体となって地域内消費の促進に取り組めます。	企業の持続的な成長や企業誘致を推進するとともに、商工団体や金融機関等と連携し、企業が相談しやすい支援体制の充実と地域内消費の促進に取り組めます。

第3章 持続可能な産業と雇用 ―地域資源でつなぐ未来経済―

第1節 活力ある産業の振興

2 働きやすい環境づくりと産業を支える人材の確保

めざす姿

誰もが将来に希望を持って働き続けられる環境を目指します。

== 重点的に取り組むこと ==

① 働きやすい環境づくり

- テレワークなど仕事と家庭、地域生活の両立を支える制度整備を支援し、ライフステージに応じて誰もが安心して働き続けられる環境整備を推進します。
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進のため関係団体との連携を強化と普及啓発に取り組み、働きやすい環境整備を推進します。
- 多様な人材が意見を出し合い、互いに尊重し合える職場風土の醸成により、働きやすさの向上を図る環境整備を推進します。
- 業務の標準化及び見える化を進め属人化を解消する取り組みを推進し、業務への責任の重さや不安を減らし、安心して働きやすい環境整備を推進します。



② 産業を支える人材の確保

- 学校、企業、ハローワーク等との連携により就職情報提供体制を充実させ、求職者の職業選択の幅を広げて人材確保を図ります。
- 賃金・処遇の改善及び福利厚生の実施を促進を支援し、人材確保と定着する雇用環境を整備を推進します。
- 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様な人材が能力を十分に発揮できるよう、受入れ体制及び職場環境の整備を推進します。
- 産業の持続的発展のため、キャリア形成支援やスキルアップの機会の充実を支援し、技能の次世代への円滑な継承を図ります。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
がんばれニューフェイス参加者数	60	70	80

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地元で働くことや地元企業で活躍することの価値を理解し、働く人を大切にして地域で安心して働き続けられる環境をつくります。	地域企業の魅力発信や就業支援、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を進めます。

1 観光の振興

めざす姿

「石のまち」と「ジオパーク」を核として、糸魚川の唯一無二の地域資源を活用した体験で心を揺さぶり、「また来たい」と思えるまち

重点的に取り組むこと

① 「石のまち」や「ジオパーク」のブランドを積極的に活用する

- 糸魚川の唯一無二となる「ヒスイ」を活かしたブランド化を促進し、観光誘客に積極的に活用します。
- 世界ジオパークのネットワークを活用し、保護の観点だけでなく、教育や防災を観光と結びつけ、「稼ぐジオパーク」への転換をします。
- 「ヒスイ」を核として、「石のまち」や「ジオパーク」、「真柏」など糸魚川が誇るブランドを組み合わせることで誘客を図ります。



② 糸魚川へのリピーターやファンを増やす

- 糸魚川でしかできない特別な体験を通じて、観光客の満足度向上を目指します。
- 観光ガイドの育成、二次交通の充実、インバウンド対応、道の駅など観光拠点の整備を行うことで、観光客が望む受入環境を整えます。
- 観光イベント、都市交流等を通じて、糸魚川のファンを増やします。

R 7 来訪回数

- ・初めて 28.8%
- ・2回目 12.5%
- ・3回目 7.5%
- ・4回以上 50.8%

③ 観光収益を効果的に増やす

- 糸魚川市特有の地域資源を活かした、高付加価値な旅行商品の磨き上げと開発をします。
- 観光施設の回遊性を高め、滞在時間を延ばすことで宿泊につながるような仕組みを作り、飲食やお土産にもつなげることで、観光収益の増加を図ります。
- 観光地域づくり法人糸魚川市観光協会を中心に、観光事業者と連携して地域が稼げる持続可能な仕組みづくりをします。

R 7 宿泊数

- ・日帰り 48.0%
- ・1泊 22.9%
- ・2泊以上 6.6%

④ ジオパークを様々な資源とからめた「ジオストーリー」を観光につなげる

- 糸魚川の見どころである雄大な自然と、歴史、文化、農産物などに関連付けて紹介することで、糸魚川観光の価値を高めます。
- ジオストーリーを語ることができる観光ガイド等を充実し、観光客の満足度向上を図ります。
- お土産や商品などもジオストーリーとからめて紹介し、購入してもらえるようなアナウンスをします。

ジオパーク観光ガイド受付件数

- ・R5 件
- ・R6 件
- ・R7 117件

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
宿泊者数	12.6万人泊	14万人泊	15万人泊
旅行消費額（宿泊費、飲食費、お土産代の合計）	26,824円/人	33,000円/人	36,000円/人
観光客の満足度（とても良いの評価割合）	28.9%	35.0%	40.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
DMO（一社）糸魚川市観光協会が主体となり、観光事業者が儲かる仕組みを作ることで、地域全体でおもてなしできる体制づくりに取り組みます。	DMO（一社）糸魚川市観光協会が行う誘客宣伝活動を支援します。 観光施設を維持するためのインフラ整備をします。

1 農業の振興

めざす姿

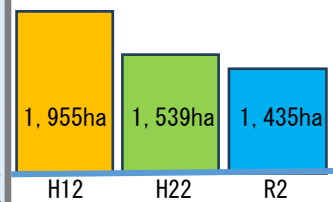
担い手の確保・育成や生産基盤整備等による農業振興と農山村の活性化により、農業の生産活動の維持・継続を図ります。

== 重点的に取り組むこと ==

① 経営の安定化と担い手の育成

- 農地集積・集約化を進めるとともに、スマート農業導入による農作業の効率化を推進します。
- 高齢化や人口減少等による就農者や経営耕地面積の減少を抑制しつつ、経営継承・発展及び新規就農の取組を支援します。
- 関係団体と連携し、有害鳥獣被害の防止対策と捕獲を一体的に実施することにより、農作物被害を低減させ、担い手が農業に専念できる環境を整備します。
- 園芸など高収益作物の導入を推進し、経営の複合化による収益性の高い安定的な農業経営の実現を図ります。また、地域全体で担い手を支える体制づくりを支援します。

トピック：経営耕地面積



資料：農林業センサス

② 農業基盤整備の推進と多面的機能の発揮

- 農業生産性の向上、農産物流通の効率化、農村地域の環境保全を図るため、ほ場整備や農業用施設の整備を推進します。
- 洪水や土砂崩れの防止、自然環境保全や棚田が有する美しい風景など、農業・農村が持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、日本型直接支払制度などにより、地域の共同の取組を支援します。

トピック：ほ場整備率



資料：糸魚川地域振興局

③ 糸魚川産農産物の消費拡大

- 市内飲食店、小売店などでの糸魚川産農産物の利用拡大を推進し、地産地消による消費拡大を図ります。
- 糸魚川産農産物のブランド化による市外での知名度の向上や販路拡大を図ります。



日本なし
「新碧」

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
農地の集積率	41.7%	50.0%	58.0%
新規就農者数	4人／年	4人／年	4人／年
ほ場整備率	75.4%(R6)	80.0%(R10)	86.0%(R14)

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
農業者は、地域との共同作業により、地域資源や農村環境の保全活動、農業用施設の長寿命化に努めます。	地域の主体的な保全活動を支援するとともに、農業の将来像についての自主的な話し合いを推進します。

2 林業の振興

めざす姿

豊富な森林資源を活用し、素材生産量の増加を図るとともに、地場産材の利用拡大や地域内の経済循環を推進します。

重点的に取り組むこと

① 担い手の育成と効率的な森林施業の推進

- 就業研修者への支援や他産業からの林業参入を促進し、林業就業者の確保と育成を図ります。
- 航空レーザ測量を推進し、解析データの活用による森林経営計画の作成や施業の集約化を支援するとともに、間伐や主伐・再造林の促進による素材生産量の増加を図ります。
- 木材生産機能の高い森林については、優先的な林道等の路網整備や維持管理を行い、高性能林業機械等による低コストで効率的な施業を推進し、林業事業者の経営基盤の強化を図ります。
- 森林経営管理制度により、適切な管理が行われていない森林について整備を進め、森林管理の適正化を図ります。



〈スギ人工林の伐採作業〉

② 地場産材の利用拡大

- 住宅や店舗の建築などの地場産材の利用促進に向けた取組を支援します。
- 公共建築物をはじめ、民間建築物への地場産材の利用促進や木質化を推進します。
- 林業事業者、製材業者、建築業者等の木材関係者による地域内の経済循環の取組を支援します。
- 地場産材の市場競争力強化、用途拡大による利用普及や研究開発を推進し、持続可能な森林づくりと林業成長産業化を目指します。

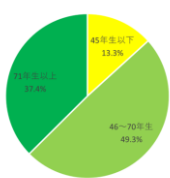
〈トピック：当市の森林面積〉

森林全体 64,509ha	国有林	16,196ha
	民有林	48,313ha
	うち人工林	9,867ha (人工林率20.4%)

③ 森林資源の活用推進

- 森林や林業について、広く市民の関心と理解を高めるため、森林教育や林業学習、自然体験の取組を推進します。
- 森林所有者の森林に対する関心を高め、森林施業及び保全について県や林業事業者等と連携を図り、適切に管理された森林の増加を目指すとともに、健全で活力のある森林を次世代に引き継ぎます。
- 森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能などの公益的機能発揮のため、重視すべき機能に配慮した方法により施業を推進します。

〈トピック：人工林の林齢構成〉



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市内の素材生産量	m ³	13,000m ³	15,000m ³
「ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業」の糸魚川産木材使用量	166m ³	180m ³	200m ³

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
森林所有者は、適切な森林管理に努めます。また、所有者不明土地の発生防止のため、相続等の手続きに努めます。 森林組合等の林業事業者は、森林所有者、市、県と情報共有し、連携して森林施業の推進に努めます。	森林環境譲与税や各種補助事業の活用により、林業事業者が効率的、効果的に施業できる環境整備に努めます。

第3章 持続可能な産業と雇用 ―地域資源でつなぐ未来経済―

第3節 農林水産業の振興

3 水産業の振興

めざす姿

意欲ある担い手の確保・育成、経営基盤の整備強化、水産物の高付加価値化と販路拡大、漁港施設の保全等に取り組めます。

重点的に取り組むこと

① 担い手確保と経営基盤の整備強化

- 漁業所得の向上及び経営の安定確保に取り組み、持続可能な魅力ある漁業経営を支援します。
- 児童、生徒に地元水産業の魅力について、地域学習や体験活動等を実施し、将来を担う人材の育成を図ります。
- 内水面漁業の持続可能な体制づくり、安定的な運営を支援し、本市の清流の魅力を広く周知するとともに、観光との連携による関係人口の増加を推進します。
- 稚魚、稚貝の放流や漁業権の啓発などを推進し、水産資源の保護に努めます。



〈上越漁協でのセリの様子〉

② 水産物の消費拡大

- 新鮮でおいしい水産物が享受できる地元の魅力について、普及啓発に努めるとともに、魚食の推進と地元消費促進を支援します。
- SNS等を活用した情報発信等による販路拡大や水産物の消費拡大につながる取組を推進します。
- 食品加工を行う企業や海洋高校との産学官連携による付加価値の高い水産加工品の商品開発を推進します。

〈トピック：市内漁獲量（R7）〉

1位	ベニズワイガニ	302 t
2位	サバ	244 t
3位	マダイ	196 t
4位	アジ	188 t
5位	ニギス	139 t

③ 生産基盤の整備及び長寿命化修繕

- 漁港について、機能増強や安全性の確保、漁業生産と経営安定を図るため、計画的な整備や修繕を実施します。
- 国県の補助事業等を活用し、漁業協同組合の設備等の更新を支援します。
- 漁港海岸について、背後地の安全性の確保を図るため、海岸保全施設の計画的な維持管理を推進します。

〈トピック：市内の漁港〉

県 営	市 営
能生漁港	鬼舞漁港
筒石漁港	大和川漁港
浦本漁港	親不知漁港
姫川港（漁港区）	
市振漁港	

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
取扱漁獲高	1,490百万円	1,500百万円	1,500百万円
組合員数	289人	280人	270人

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
漁業者は、漁業協同組合や市、県と連携し、情報共有を図り、経営の安定と後継者の確保に努めます。	漁業者や漁業協同組合の意向を把握し、関係者との連携により、人材の確保や育成、漁業所得向上につながる取組を推進します。

1 定住の促進

めざす姿

住み続けたい、住み続けられる街を目指します

=== 重点的に取り組むこと ===

① 魅力ある地域情報の発信

- 本市の暮らしやすさ、産業、子育て環境、自然環境等の地域資源を体系的に整理し、効果的な情報発信を推進します。
- 子育て世帯、若年層、就業者等の対象ごとに必要な情報を精選し、移住検討段階に応じた分かりやすい発信を行います。
- 移住体験事業等を通じて接点を拡大し、移住希望者が地域を具体的に知る機会の充実を図ります。



② 受入態勢の充実

- 安心して住めるよう、住まい、仕事、子育て、医療などを横断的に案内する相談窓口を整備し、継続的に支援します。
- 仕事や起業支援やテレワーク環境などが見える化し、若者が働き方を選びやすい環境を整えることで、定住への関心を高めます。



③ 定着支援

- 仕事、子育て、住居等の生活関連情報を一体的に発信し、暮らすことへの安心感を高めて定住の促進を図ります。
- 人々が気軽に集い、学び、活動できる居場所や交流の場を確保し、人と人とのつながりを深めることで定住意識を育みます。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
人口の社会増減数	△ 236	△ 200	△ 180
移住体験者数	34	40	50

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
本市の魅力や暮らしやすさを高めて、その良さを広く伝えることで、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。	情報発信や相談支援の充実を図るとともに、住まい、仕事、子育てなど、移住・定住に必要な環境整備を総合的に推進します。

1 地域人材の育成と活動人口の創出

めざす姿

市内外の多様な人材や次世代が、自立した地域づくりの担い手（活動人口）として主体的に関わり、新たな刺激と活力が日常的に生まれるまち。

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 地域活動を担う若者やリーダーの育成

- 若者が地域行事や市民活動に参加しやすい機会を設け、地域とのつながりを深めながら、次世代の担い手を育成するとともに、地域づくり活動を行う各種団体に支援を行います。
- 地域おこし協力隊の活用により、地域活動を担う人材の獲得・発掘・育成を進めるとともに、地域住民との協働や多世代・多分野の交流を促進し、地域を支える活動人口の創出を図ります。



② 多様な層の参画による活動の場づくり

- 市内に大学がない現状を踏まえ、地域の学習フィールドを活かした包括連携大学との連携深化や新たな大学との連携構築を進め、学生等の継続的な来訪と地域への参画機会を拡大します。
- 地域活動の情報が各所に分散し参画しにくい現状を改善するため、参加情報を一元化するとともに、地域づくり団体や行事の担い手と参加希望者をつなぐマッチングの仕組みを検討・構築し、継続的な参画を支援します。
- 市外からは大学連携やセカンド市民構想により、市内からは市民や高校生の参加を促す取組を推進し、地域を支える「活動人口」の層を厚くします。

〈トピック〉
表やグラフ

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
地域おこし協力隊配置人数	7	10	14
地域活動延べ人数	189	420	500

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
・ 地域活動や市民活動に参画する。 ・ 担い手の創出に協力する。	・ 参画しやすい環境を整備する。 ・ 担い手の育成・確保を推進する。

2 コミュニティセンターを核とした地域づくり

めざす姿

公民館をコミュニティセンターへ移行し、地域の活性化と課題解決を行う地域づくりの拠点とします。

重点的に取り組むこと

① 公民館のコミュニティセンターへの移行

- 従来通り社会教育・体育活動を行うとともに、自治会と連携し生活支援や防災・交通問題など総合的な地域の拠点として機能を拡張します。
- 自治会と行政、地域団体がスムーズに連携できる体制を構築します。
- 住民が自由に集い交流する拠点として活動を行うことを通じ、顔の見える地域拠点となることにより、災害時に安心して集える場所を目指します。



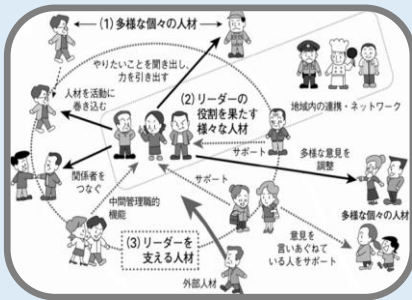
② コミュニティセンターの取組

- 子どもから高齢者まで気軽に立寄る場所をつくり、お互いに学び教えあう(スキルシェア)活動を通じ、学びを通じてみんながイキイキと楽しく活動できるまちづくりを目指します。
- 高齢者の見守りなど住民同士が支え合う生活ネットワークをつくり、また、健康教室など医療、介護と直結した福祉と健康づくりの提供を行います。
- 災害に備えた防災備蓄品の保管と避難訓練を通して、避難所の機能を高める防災の拠点の構築に取り組みます。
- 住民自治組織と一体化となって地域の課題を解決し、さらに行政窓口の一部機能を備えた地域づくりを行います。
- 地域づくり団体や自治会またはサークルが施設内で地元産物や作った作品を販売できるようにし、地域交流の活性化を図ります。



③ 地域の課題解決に取り組む人材の育成

- 地域課題の解決やコミュニティ活動の先頭になって活動するプレイヤーやコーディネーターを育成します。
- 住民と行政の双方の視点を持ち、コミュニティセンターの主体性を尊重し、連携する技能を持った職員を集落支援員として活用しながら育成します。
- 自治会と連携し、地域活動を通して地域で活躍できる人材を育成します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
公民館からコミュニティセンターへの移行件数	0	15	21
集落支援員配置地区数	11	16	21

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
コミュニティセンターを拠点とした地域づくりを通じて、住民による主体的なまちづくりを行う	施設管理や基盤整備を行う。 住民との協働により、コミュニティセンターの運営を行う

第4章 つながる力で育む地域の未来 ―若者と多様な担い手が創る協働の社会―

第3節 一人ひとりが尊重される社会の実現

1 一人ひとりが尊重される社会の実現

めざす姿

全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、国籍、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の醸成を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進します。

重点的に取り組むこと

① 人権意識の醸成と人権啓発の推進

- 「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」に基づき、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進します。
- 一人ひとりの人権を認め合い、共に生きる社会の実現のため、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を推進します。



② 男女共同参画の推進

- 「いといがわ男女共同参画プラン」に基づき、性別に関係なく、全ての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、あらゆる分野でその責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、国・県などの関係機関・団体と連携して、各種事業に取り組みます。
 - 市民意識の向上のため、啓発活動の充実、講演会及び研修会などの学習機会を提供します。
- ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪など、あらゆる暴力の根絶を推進するとともに、様々なハラスメント等を許さない意識啓発を推進するため、各種相談機関と連携して相談支援体制の充実に取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。



③ 多文化共生の推進

- 市内在住外国人や外国にルーツがある人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや医療通訳などの支援事業を実施します。
- 学校教育、生涯学習の機会を通して、日本の文化を大切にする意識を培うとともに、外国の様々な文化や歴史、伝統について理解を深められる取組を推進します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
人権や差別問題に関心のある市民の割合	61.50%	75.00%	85.00%
審議会等に占める女性委員の構成割合	24.30%	35.00%	40.00%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、全ての人の人権を尊重しつつ、個性や能力を発揮できる社会づくりに努めます。	市民の人権意識醸成や男女共同参画及び多文化共生社会を実現するため、国・県、関係団体と連携して各種取組を推進します。

1 防災・危機管理の推進

めざす姿

自助・共助・公助の考え方の下、市民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、地域と行政機関が連携して災害に備える防災・減災対策を推進します。

=== 重点的に取り組むこと ===

① 災害に強いまちづくりの推進

- 防災出前講座を通じて、地域住民に災害に関する正しい知識や自らの命を守るための自助の大切さを伝え、地域全体の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織が行う資機材整備や防災訓練等を支援し、地域における自主的な防災活動を促進を図ります。
- 地域の防災リーダーの養成・育成に継続して取り組み、住民の防災意識の醸成を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる地域全体の防災対応力の強化を進めます。
- 防災行政無線やホームページ、安心メールなどのSNSを活用した情報伝達手段の多重化を図ることで、災害時の確実な防災情報の発信に努めます。
- 地域住民、消防団、市職員等が連携した避難所設営訓練などの実践的な防災訓練を実施し、災害時の対応力の向上を図ります。
- 駅北大火など市内で発生した災害について、児童・生徒が生きた教材として学べるよう、駅北広場「キターレ」を活用した防災教育やふるさと学習を進めます。



② 危機管理体制の整備促進

- 指定避難所等における防災資機材の充実を図るとともに、災害時の暑さ・寒さへの対策を含め、避難環境の整備を進めます。
- 地区の実情を踏まえ、災害初動時における避難所運営マニュアルを作成し、住民相互の協力による共助を基本とした避難所運営体制の確立を推進します。
- 発災時の快適性と衛生的な環境を保持できる体制づくりを進め、地域事情を考慮し、市民の安全・安心を守る備蓄品配備に努めます。
- 市民の安全や生活を守るため、各種対応マニュアル等の適切な見直しを行い、市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を整備するとともに、危機事象につながりかねない身近に起こり得る事象に対しても、市民の不安を払拭できるよう、国、県並びに関係機関との連携を密にし、相互協力体制を整備します。

● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
自主防災組織の組織率（各年4月1日現在）	89.0%	92.5%	96.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、災害への備えについて家族や地域で話し合い、自助の取組を確認し、日頃から災害に備えます。 地域や事業所は、自助・共助を意識し、普段から災害に備えながら、主体的に防災活動を継続して行います。	防災出前講座や防災リーダー研修など通じて、自主防災活動を支援します。 近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、国・県及び関係機関と連携し、あらゆる災害に対応できる体制を整えます。

2 消防救急体制の充実

めざす姿

二度と大火を繰り返さないよう、市民一人ひとりの防火意識の向上と火災予防の啓発に努めます。また、地域や事業所と連携した消防救急活動を推進するため、必要な人員及び施設等の効率的かつ効果的な整備により、消防救急体制の充実強化を図ります。

重点的に取り組むこと

① 火災予防対策の推進

- 高齢者の火災予防対策として、自治会や消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検を通して火災予防指導を行います。また、連動型住宅用火災警報器設置補助制度により住宅用火災警報器の設置率向上を図ります。
- 火災予防啓発として、市ホームページ、SNS及びマスメディア等の活用や一般家庭防火診断及び出前講座による指導を展開し、火災予防に努めます。
- こども消防隊の活動を通じて、糸魚川大火の記憶を次世代につなぎ、将来の防火・防災リーダーの育成に努めます。
- 事業所への立入検査や消火訓練等の出前講座を行い、官民連携による初動体制の構築を図るとともに、消火訓練や出前講座による地域における火災予防及び初動体制の構築に努めます。



② 消防力の強化

- 市内各事業所との災害時における連携体制の確立や、県内及び県域を越えた応援体制の強化に努めるとともに、必要な人材確保に努め、有事における即応体制の強化を図ります。
- 多様化する災害対応の迅速化及び安全性の向上に向けて、作業効率の高い資機材の整備や、施設等の効率的・効果的な整備、そして隊員の資質向上に努め、持続可能な消防力の確保に努めます。
- 火災をはじめ、風水害、地震等の自然災害等に迅速に対応するため、消防団員の確保に努めるとともに、消防団の拠点化等による施設等の効率的な運用や、車両、資機材及び安全装備品の計画的な整備により消防団体制の充実に努めます。

◆火災発生状況

	R5	R6	R7
件数(件)	13	13	10
焼損棟数(棟)	6	5	4
死者(人)	2	0	2

③ 救急業務の高度化

- 医療機関やドクターヘリとの連携活動の強化や、メディカルコントロール体制※1を基盤とした救急活動、高規格救急車や救急資機材の計画的更新により、救急業務の高度化に対応していきます。また、救急ワークステーション※2での教育研修を維持し、救急隊員の知識技術の維持向上を図ります。
- 救急救命士の養成と人材確保を継続的に進め、救急救命士の複数乗務体制を維持します。
- 命を救う迅速な応急手当やAED活用を図るため、救命講習を引き続き推進するとともに、救命講習普及資機材の整備・更新を計画的に行います。

◆救命講習実施状況

	R5	R6	R7
回数(回)	106	94	107
受講者(人)	1,492	1,571	1,856
指導者(人)	133	162	155

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
建物火災件数	4件	0件	0件
住宅用火災警報器設置率	89.5%	93.0%	95.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民・地域・事業者等は、初期消火訓練や応急手当講習会に積極的に参加し、火災や事故等が起きたときの初期対応に関する知識や技術の習得に努めます。	市民ニーズに合わせた火災予防や応急手当に関する講習会を積極的に展開し、火災や事故等が発生した際の市民の初期対応能力の向上に努めます。

※1 メディカルコントロール体制：救急現場における救急隊の活動について、医師が指示・助言を行い、必要に応じて事後検証を行うことにより、救急活動の質を確保する仕組み

※2 救急ワークステーション：糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設

3 防災施設の整備促進

めざす姿

自然災害から市民の生命や財産、生活環境を守るため、施設の整備と適正な維持管理の促進を図ります。

重点的に取り組むこと

① 河川・排水路の整備と適正な維持管理

- 急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土砂流出が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川改修等の計画的な整備を促進します。また、河川施設の適切な維持管理のため、巡視や点検の実施により、施設の状態を把握するとともに、機能維持を図ります。
- 浸水防止のため、計画的に小河川、排水路の改修整備を推進します。
- 近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大に加え、国・県や関係機関など、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる流域治水の取組を推進します。



② 治山・砂防施設の整備促進

- 山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、火山砂防、地すべり防止対策等の事業を促進します。



③ 海岸浸食対策の促進

- 冬季風浪等により砂浜の浸食が進行していることから、台風及び冬季風浪時の越波による住宅地や道路等への被害を防止するため、海岸浸食対策事業等の海岸保全施設整備を促進します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
姫川水系河川整備状況（国県事業）	上刈地区	姫川水系河川整備計画による（西中・寺島・大野）	

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民・地域・関係団体は、市と一体となって、国や県に事業促進の要望活動に努めます。	国や県と連携し、防災対策・維持管理工事の推進を図ります。

1 適切な役割分担による地域公共交通網の維持・充実

めざす姿

市民、交通事業者、市が協働し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通の構築を目指します。

=== 重点的に取り組むこと ===

① 公共交通を支える人材の育成と確保

- 新規運転手の確保や既存運転手の処遇改善など、交通事業者が行う人材確保に向けた取組に対し支援します。
- 人件費や燃料費をはじめとする物価高騰の中、安定した輸送体制と人材を確保するため、運賃体系の適切な見直しを検討してまいります。
- 他業種や類似業種同士での効率化や連携の必要性について、情報を共有し、検討します。



② 既存交通の効率化と見直し及びD X等の推進による利便性向上

- 通院や通学の足の確保を最優先としながらも、限りある運転手、車両を効率よく運用するために運行範囲を狭め、乗合が効率的である路線を中心に維持・確保を図ります。
- 利用の少ない路線などについては、乗合による非効率も踏まえた運行区間や便数の見直し、共助による移動手段の確保など、適切な手法による交通網の維持を目指します。
- ハード（車両）及びソフト（運行方法など）の両面から社会のニーズに合うように適宜更新していきます。
- デジタル技術などを活用し、移動に関する情報やサービスを分かりやすい提供するとともに、多様な利用者にとって利用しやすい公共交通環境の整備を推進します。

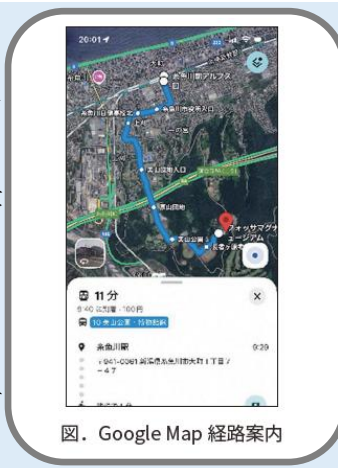


図. Google Map 経路案内

③ 新たな移動手段の検討と導入

- 教育や福祉等と連携して地域の輸送資源を最大限に活用し、複数の交通モードを組み合わせることで、地域の実情と住民ニーズに即した交通体系の構築に取り組みます。
- 住民が利用者としてだけでなく、提供側としても公共交通に関わる仕掛けを行い、自らの移動を自らで守る交通体系の構築を目指します。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
公共交通における満足度	-0.7	-0.7	-0.7
公共交通を利用している割合	6.5回/人	8.0回/人	10.2回/人

※公共交通における満足度 0を基準とし、-2～+2の範囲での数値

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、通勤や通学、通院などの移動手段として、公共交通機関の利用に努めます。 事業者は、利用者の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	当市に適した新たな取組による公共交通網の補完と充実を図り、持続可能な体制を構築します。市民の利用や参画を促し、誰もが主体的に移動できる環境整備を推進します。

2 鉄道の利便性の向上と利用促進

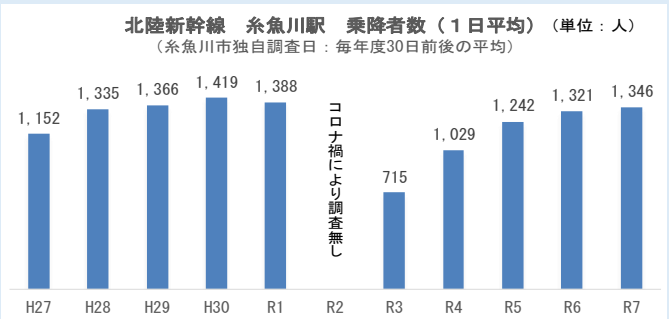
めざす姿

交通事業者と連携して、鉄道の利用促進や停車本数確保を図りつつ、鉄道ネットワークの維持と利便性向上を目指します。

重点的に取り組むこと

① 北陸新幹線の利便性の向上及び利用促進

- 首都圏との高いアクセス性を活かすとともに、関西圏との更なる利便性向上や近隣自治体との連携に努め、交流人口や関係人口の拡大を図ります。
- 高速鉄道としての高い利便性により、市民の高度医療の享受や多様な生活様式を選択、市内企業の経済活動の活性化に取り組みます。
- 新幹線通学への支援など利用促進を進め、人口流出の抑制や停車本数の確保に取り組みます。



② えちごトキめき鉄道の利用促進と経営支援

- 交通事業者の安定経営に対する支援を継続し、安全安心な運行の確保に取り組みます。
- 通学・通勤・通院など、地元住民の貴重な移動手段として利便性の向上を図り、人口減少の中でも利用促進に取り組みます。



③ 大糸線沿線地域の最適な交通のあり方の検討

- 沿線地域及び利用者にとって最適な交通のあり方について、別途検討を進めております。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市民一人あたりの年間鉄道利用回数	16.84	18.50	20.00

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、通勤や通学、病院などの移動手段として、鉄道利用に努めます。 事業者は、利用者の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	鉄道の利用について、市民への理解を深め、利用促進を図ります、交通事業者に対して支援等を行います、

3 バス等の利便性・効率性の向上と利用促進

めざす姿

交通事業者と連携し、路線バス等の利便性・効率性を高め、利用促進を継続します。最適な交通モードを選択・組み合わせることにより、よりよい交通体系を目指します。

重点的に取り組むこと

① 路線バス・コミュニティバス等の利便性向上と利用促進

- 通院や通学の足の確保を最優先とし、人材など限られた資源の中で、交通事業者と連携しながら市民及び地域のニーズに応じたダイヤを構築し、利用促進を図りつつ、効率的で持続可能な運行を目指します。
- 深刻化する運転手不足を解消するため、事業者が行う人材確保・定着に向けた取組を支援します。
- 人口減少に伴う輸送需要の変化を踏まえ、利用実態に即した最適な車両への更新を支援します。



② タクシーの利便性向上

- 日中の生活・観光の個別ニーズに対応する柔軟な移動手段に加え、飲食・社交飲食業への影響が大きい夜間タクシーの運行体制についても、事業者と連携し、台数確保に向けた取組を推進します。
- 深刻化する運転手不足を解消するため、事業者が行う人材確保・定着に向けた取組を支援します。
- 妊産婦、高齢者、障害者、車いす使用者、訪日外国人旅行者を含む、誰もが利用しやすい車両への更新を支援します。



③ 高速バスの利用促進

- 県都・新潟市へ直通する唯一の交通手段としての重要性を鑑み、高度医療機関への通院やビジネス、生活の足を守るため、路線の維持・確保に努めます。
- 利用促進を図るとともに、新潟県や沿線自治体、関係者への必要な連携・協力を行います。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市民一人あたりの年間路線バス等利用回数	8.7回/人	10.0回/人	12.0回/人

※市民一人あたりの年間鉄道利用回数 ←鉄道は前回に引き続き

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、通勤や通学、病院などの移動手段として、路線バス等の利用に努めます。 事業者は、利用者の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	市は、地域の実情を的確に把握した上で、最適な交通モードの選択や調整を担います。多様な交通手段を組み合わせ、市民の日常生活を支える「移動の足」を確保します。

4 快適な住環境の確保

めざす姿

安心安全で、快適な生活基盤が維持できるまち

重点的に取り組むこと

① 安心安全なまちづくり

- 地震に強いまちづくりを推進するため、一般住宅の耐震化率上昇のための支援及び、ブロック塀等の倒壊を未然に防ぐための支援を行います。
- 糸魚川市空き家等対策計画に基づき、空き家の発生予防・利活用・適正管理に向けた施策を推進します。
- 周辺環境への悪影響を解消するために、所有者に対する指導、勧告等を行い、特定空き家等の解消に取り組みます。
- 糸魚川駅北地区では、地区計画により、燃えにくい建築物への建替えや改修の促進及び本町通りの延焼遮断帯の形成により、大規模な延焼を防止します。

〈イメージ写真〉

② 縮充のまちづくり

- 民間事業者による宅地開発を支援し、居住誘導区域内での良好な宅地形成を促進することで、居住誘導区域内に住居を誘導します。
- 移住定住や居住誘導に向けて空き家等を利活用しやすくなるよう、家財等処分費や空き家取得費用等を支援し、空き家等の流通促進を図ります。
- 市民が安全かつ快適に利用できる公園環境の維持に向けて、公園の統廃合や機能再編に取り組み、公園の適正配置を推進します。
- 地域の実情や住民の機運を踏まえ、地域主体の景観形成に向けて、必要な情報提供や支援を行います。



③ 公営住宅の適切な維持管理

- 施設の維持管理経費削減のため、糸魚川市公営住宅等長寿命化計画に基づく予防保全的な施設の修繕、改修を行います。
- 入居者の生活環境改善を図るとともに、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の除却を含めた適正な施設管理と住宅除却後の跡地利用の検討を進めます。
- 入居需要が低下した公営住宅については、施設の状態や地域需要を踏まえ、用途変更、民間活用、廃止・解体を含めた検討を進めます。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
糸魚川市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化率	71.90%	84%	—
糸魚川市公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕事業の進捗率	16.7%	59%	—

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
住宅管理者は耐震化及び適正管理に努めます。 空き家活用ネットワーク糸魚川と連携し、空き家の利活用を促進します。 市民は公園を大切に使用します。	管理がなされていない空き家所有者に対して、適正管理の依頼を行います。 維持管理された公園を提供するため、機能再編や適正配置等を行います。

5 機能的・効率的な生活圏の形成

めざす姿

コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくり

=== 重点的に取り組むこと ===

① 都市機能と居住の適正な誘導

- 市街地においては、商業、医療、福祉などの都市機能の適正な誘導を図り、コンパクトな都市づくりを目指します。
- 居住誘導区域を定め、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目指します。
- 中山間地においては、市街地と効率的に結ぶ地域公共交通網の確保により、将来にわたって公共サービスの提供を維持します。

② 人口減少に即した土地利用の促進

- 人口減少に即したコンパクトなまちづくりを進めるため、用途地域指定・地区計画等による適正な規制により、土地の計画的な利用を図ります。
- 市街地において現存する又は今後発生する低未利用地や空き地については、周囲の環境やエリアの目的に即した有効活用を目指します。
- 効率的な土地利用を促進するため、土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにする地籍調査を推進します。

区域		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2 年	令和7年
市内全域の人口		53,021	49,844	47,702	44,162	41,783	37,617
都市	計画区域外人口	8,734	6,306	6,313	5,287	4,943	3,943
	人口比率	16.5%	12.7%	13.2%	12.0%	11.8%	10.5%
	計画区域内人口	44,287	43,538	41,389	38,875	36,840	33,671
	人口比率	83.5%	87.3%	86.8%	88.0%	88.1%	89.5%
	居住	誘導区域外人口			26,358		21,937
		人口比率			59.7%		58.3%
		誘導区域内人口			12,517		11,734
		人口比率			28.3%		31.1%

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
総人口に占める居住誘導区域内人口の割合	31.2%	32.4%	33.9%
地籍調査完了計画区域数	32計画区	36計画区	40計画区

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
- 居住誘導区域内の低未利用地の活用に関心を持ち、土地・建物を有効に活用する。 - 地域公共交通の積極的な利用を通じて、持続可能な交通網を支える。	- 用途地域、地区計画、補助制度などの運用により、居住誘導区域内への居住の誘導を促進します。 - 地籍調査を推進します。

6　道路網の整備・維持管理

めざす姿

市民生活の利便性向上と経済活動の活性化を支える安全で円滑な道路網を計画的に整備するとともに、予防保全型の効率的な維持管理を推進してインフラの長寿命化を図ります。

＝＝＝　重点的に取り組むこと　＝＝＝

① 国県道の整備促進

- 国道8号糸魚川東バイパス及び親不知道路の整備促進に向けた取組を強化します。
- 日本海国土軸である国道8号と太平洋側の首都圏、中京圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備に向けた取組を推進します。
- 県道については、交流の促進と経済の活性化を図るため、各地区間及び国道との連絡強化を図り、道路改良及び交通安全施設等の整備を促進します。



平成27年5月部分開通　糸魚川東バイパス

② 市道等の整備と維持管理

- 計画的な道路交通網を整備するため、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- 市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- 修繕費の平準化や、コストの削減を図るため、「予防保全型」管理に移行した道路施設の適切な維持管理と、計画的な整備を進めます。



新設された市道大排水路線

市道の整備状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	市道			
	1級	2級	その他	計
	km	km	km	km
道路延長（橋りょう含む）	98.03	53.38	692.26	843.67
改良済み延長	85.86	43.19	309.12	438.17
舗装済み延長	91.41	50.37	467.31	609.09
自動車通行不能延長	0.83	0.62	187.53	188.98
	%	%	%	%
改良率	87.6	80.9	44.7	51.9
舗装率	93.3	94.4	67.5	72.2
通行不能延長率	0.8	1.2	27.1	22.4

施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
松糸・今井道路（上刈～山本間）の整備	工事（調査・設計）	工事	工事
市道改良率	51.90%	52.50%	53.00%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域住民は、積極的に道路の美化活動等に取り組みます。 市民や利用者は、道路建設促進活動に積極的に参加し、市民全体の建設促進の機運醸成に努めます。	安全で利用しやすい道路整備を促進するとともに、地域住民が行う道路の美化活動等を支援します。 地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関への要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の推進に取り組みます。

7 ガス・上下水道の整備と供給

めざす姿

ガス・上下水道事業は、安全・強靱・持続を基盤とし、災害に強く、持続可能なガス・上下水道インフラを未来世代に引き継いでいきます。

重点的に取り組むこと

① 安全な水の確保、公共水域の水質保全

- 水質基準に適合しているかを定期的に監視し、安全な水を将来にわたって安定的に供給します。
- 下水道未整備区域では宅地開発等に併せた下水道の整備により、公共水域の水質保全を図ります。
- 下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の整備を支援し、公共水域の水質保全を図ります。



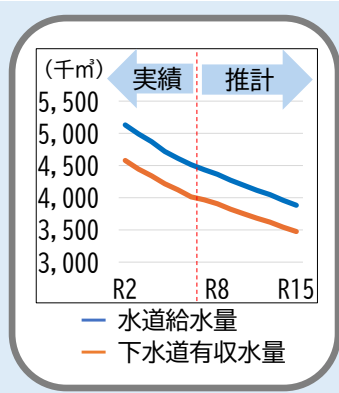
② 災害に対する強靱性を備えた供給体制等の維持

- 施設の健全度や重要度、耐用年数等を考慮し、将来の需要を見据えた計画的な修繕と更新を推進します。
- 被災時に極めて大きな影響を及ぼす基幹施設の耐震化・耐水化や避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化を優先して実施します。
- 施設の更新に当たっては、事業量・事業費の平準化を図ります。
- 災害時における応急給水体制の整備を進めるとともに、飲料水の備蓄、トイレ対策等について、市民への普及啓発を行います。



③ 持続可能な事業運営の推進

- 将来にわたって持続的に事業を運営していくため、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の導入を進めます。
- 上下水道事業包括委託の導入に当たっては、市と民間で設立する官民共同出資会社に委託し、委託先への職員派遣により技術の継承を図ります。
- 人口減少を見据え、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置の調査研究を行います。
- 人口減少に伴い水道給水量・下水道有収水量が減少する見通しであり、物価上昇等により費用が増加する見通しであることから、定期的に水道料金・下水道使用料の見直しを行います。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震適合率	57.1%	60.0%	63.0%
避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化率	72.9%	75.0%	80.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、平時から飲料水の備蓄やトイレ対策等を進め、災害に備えます。 ガス・上下水道に関連する事業者は、災害時における応急対策に協力します。	災害に強く、持続可能なガス・上下水道インフラを未来世代に引き継いでいくため、施設の耐震化や持続可能な事業運営を推進します。

1 防犯・交通安全対策の充実

めざす姿

市・地域・関係団体が一体となって、市民一人一人の防犯・交通安全意識の向上を図り、市民が安全・安心にくらすまちを目指します。

重点的に取り組むこと

① 交通安全対策の推進

- 交通事故の発生件数と死傷者数の減少傾向を今後も維持するため、年代等に応じた交通安全教室を行うなど市民の交通安全意識の向上に向けた取組を進めます。
- 高齢化の進行に伴う高齢運転者の増加が見込まれることから、原因発生状況に合わせた指導を行うなど、交通安全意識の向上に取り組めます。
- 警察・交通安全協会と連携し、交通安全の啓発に努めます。



② 防犯活動の推進

- 市民が安全で安心して暮らすことができる街づくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図ります。
- 地域を防犯活動の核とし、関係機関、関係団体との連携を図り、通学路等の防犯パトロールや不審者対策、高齢者の特殊詐欺被害防止のため、地域・住民の自主的な活動を支援します。



③ 自らを守る消費者の育成

- 消費者が複雑化、悪質化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないようにするため、また、万が一遭遇した場合も、自らの初期対応で被害を最小限に抑えられるよう、普及啓発を図り、賢い消費者の育成に取り組めます。
- 複雑化する消費生活に関するトラブルや詐欺行為に対応するため、専門相談員を配置するとともに、県消費生活センター等と連携し、相談窓口の充実を図り被害防止に努めます。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
交通事故死亡件数	3	0	0
刑法犯認知件数	115	103	92
特殊詐欺被害件数	11	9	8

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
・ 交通ルールを守り、思いやり・譲り合いの精神を心がける ・ 鍵かけや防犯ブザー等自らの防犯対策を確認する ・ 不審な電話やメール、訪問者に対して不安があれば相談する	警察、自治会、関係団体と連携し、パトロールや交通安全・防犯の啓発活動を行います。

第5章 暮らし支える基盤と地域力 ー協働で築く安心・快適なまちー

第3節 安全・安心な市民生活の保護

2 冬期市民生活の確保

めざす姿

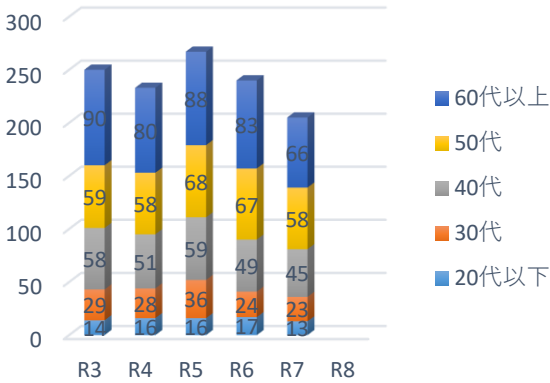
積雪期における市民生活・地域経済活動の安定及び維持を図ります。

重点的に取り組むこと

① 冬期交通の確保

- 地域建設業の人手不足に加え、担い手の高齢化や技能の継承不足等により、これまでどおりの除雪体制の維持が困難になってきています。除雪機械オペレーターに必要な資格取得を支援し、担い手確保に努めるほか、重要路線（救急、物流、通勤通学、広域幹線）を再定義し、地域社会の変化に応じた除雪計画の見直しを図ります。
- 道路除雪管理システムを用いて除雪作業の迅速化、効率化を高め、除雪事業者の負担軽減を図るとともに、安全で安心な道路交通を確保します。
- ガイダンス機能付きの除雪車の導入により、除雪の省人化・自動化を図り、除雪機械オペレーター1名による除雪作業体制の構築を推進します。
- 散水量の安定確保のため、消雪パイプ施設の計画的な更新及び適正な維持管理を推進するとともに、状況に応じて消雪パイプ施設の新規整備についても検討します。

除雪オペレーター人数と年齢構成
(糸魚川地域)



② 冬期生活の維持

- 市道及び生活道路除雪を補完するため、地区への小型除雪機の貸与を実施するほか、住民による連携や有償ボランティアの活用など、自主的な共同除雪体制の構築を促進します。
- 自力で屋根雪等の除排雪が困難な要配慮世帯に対して、除雪等にかかる費用の一部を助成し、冬期間における安全・安心を確保するとともに、安全対策の必要性について啓発をします。
- 大雪時における交通障害を避けるため、事前広報により、外出抑制、計画的通行止め、学校・物流事業者との事前調整を図ります。
- 屋根雪おろし時の事故を防ぐため、転落防止用の安全対策設備の設置を支援します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
除雪に対する満足度	38.7 (R6)	39.7	50.0
小型除雪機貸与地区数	111地区	119地区	127地区

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域は、互いに協力して要配慮世帯の屋根雪等の除排雪や幅の狭い生活道路の除雪などの克雪活動に取り組みます。	住民の理解と協力を得ながら、地域が行う克雪活動を支援し、幹線道路や主要生活道路の除雪を行います。

1 自然環境の保全

めざす姿

市民・事業者・関係団体と連携し、豊かな自然環境の保全と生物多様性の確保を図り、自然と共生する持続可能な地域づくりを推進します。

=== 重点的に取り組むこと ===

① 豊かな自然の保護と生活環境の保全

- 自然保護意識の啓発普及と自然とのふれあいを推進するとともに、自然公園法、新潟県自然環境保全条例などに基づき適正な自然環境保全を推進します。
- 希少野生動植物保護への普及啓発と外来種の移入禁止に関する啓発活動を行い、生物多様性の理解醸成を図ります。



② 鳥獣被害の防止

- 農地等の適切な管理や緩衝帯の整備など、大型野生動物が出没しにくい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに鳥獣の個体群管理・生息環境管理を行い、被害の防止を図ります。
- 有害鳥獣対策には、ICTやドローン技術等を活用したスマート捕獲機器の導入による捕獲作業の負担軽減を検討します。また、県や猟友会と連携し、担い手の確保と育成を推進します。



③ 脱炭素社会の実現

- 地球温暖化の影響で起こりうる、気候変動に対しての適応策を収集し、市民・事業者提供するとともに、周知徹底を図ります。
- 民間企業等による再生可能エネルギー導入や省エネ対策等に対し、支援を行うとともに、国や県の再生可能エネルギー施策や技術動向に関する情報を収集します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
鳥獣による人身被害発生件数	2	0	0
二酸化炭素排出量	330千トン	290千トン	236.8千トン

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
・ 鳥獣の誘引物となる物を放置せず、地域ぐるみでの不要果樹の伐採など侵入防止策を行う。 ・ 市民や事業者は、自然保護や地球温暖化防止のため、各種活動への参加や情報収集に努めます。	・ 人身被害防止の啓発や有害鳥獣捕獲、担い手育成の支援を行います。 ・ 自然保護や地球温暖化防止のため、情報提供など積極的な支援を行います。

2 資源循環型社会の推進

めざす姿

ごみの減量や適正処理を行い、環境への負荷をできる限り低減し、資源循環型社会と清潔で美しいまちづくりを推進します。

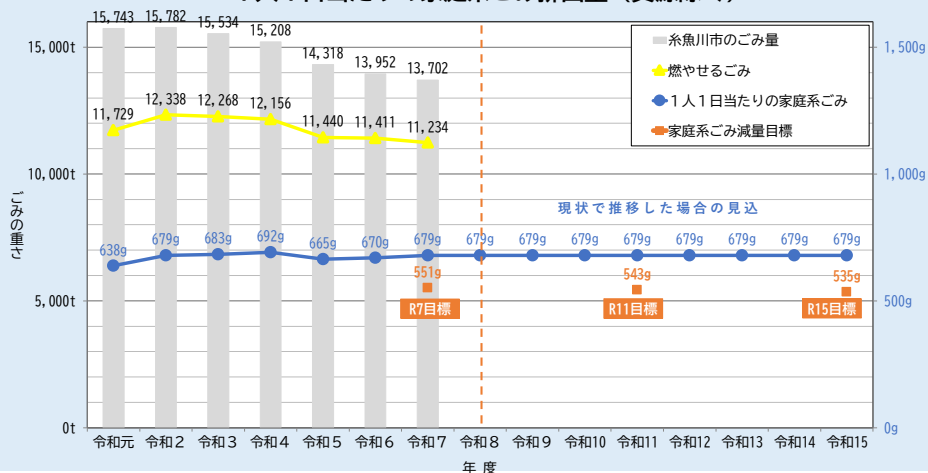
== 重点的に取り組むこと ==

① ごみの減量化とリサイクルの促進

- 分別説明会の開催や広報誌などによる啓発を行い、資源循環への市民意識を高め、ごみの減量化を促進します。
- 安全安心なごみ処理体制を構築するとともに、将来に向けた効率的なごみ処理の検討を行います。
- ごみの減量化を進めるため、ごみの有料化について引き続き検討を行います。



1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）



② 環境美化の推進

- 各地区や環境美化パートナーによる美化活動を支援し、環境美化意識の向上を図ります。
- 地区の環境美化を維持するため、不法投棄防止パトロールや啓発活動を行い、ごみのポイ捨て防止や快適な環境づくりを推進します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）	679グラム	543グラム	535グラム

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、自主的なごみの減量活動に積極的に取り組むとともに、環境意識の向上に努めます。	資源循環意識の向上や行動を促すため、各種啓発活動を行います。

1 積極的な行政改革

めざす姿

積極的に行政改革を推進することで業務や組織の効率化を図り、市民サービスの向上に取り組むまち

== 重点的に取り組むこと ==

① 行政改革の具体的な推進

- 持続可能な行政経営を進めるため、行政改革の推進を図ります。
- 多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、行政サービスの改善と向上を図ります。
- 自主財源の確保に努め、業務効率化による経費縮減を図り、安定した財政運営に努めます。
- 職員数が減少する中で、効率的な組織運営と職員の意識改革に取り組みます。

〈イメージ写真〉

② 持続可能な行政運営を支える人材・組織づくり

- 行政需要や社会情勢の変化に対応するため、計画的な人材確保と適正な定員管理を推進し、持続可能な組織体制の構築を図ります。
- 多様化・複雑化する行政課題に対応できるよう、研修の充実や自己啓発の支援を通じて、職員の能力向上と組織力の強化を図ります。
- 法令遵守と高い倫理観の醸成を図るとともに、不祥事の未然防止を徹底し、市民から信頼される職員を育成します。
- 人事評価制度の適正な運用や働きやすい職場環境の整備を進め、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できる組織づくりを推進します。

研修の写真

③ 広域連携の推進

- 上越3市で進めてきた文書管理や財務会計システムの共同化の成果を踏まえ、今後の人口減少を見据え、他団体との連携や事務の共同処理をさらに進めることで、行政サービスの効率化と持続可能な運営を図ります。
- 医療・福祉・防災・観光など多様な分野で近隣市町村や関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた生活基盤の維持・充実を図ります。あわせて、広域的な地域課題の解決と、圏域全体の魅力向上につなげます。

〈トピック〉
表やグラフ

施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
行政改革推進項目における達成度	50%		
職員一人当たりの年間研修受講回数	3.8回	5回	6回

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
事業者や地域での役割を担いながら、行政サービスの見直しや推進に関わります。	市の事業実施内容や、組織体制をわかりやすく周知します。 市民との対話から市民ニーズを把握します。

1 市民との対話とデジタル活用による行政サービスの向上

めざす姿

市民との対話を重ね、デジタルの力で手続きや情報共有が進み、誰もが便利さを実感できるまち

重点的に取り組むこと

① 行政手続きの簡素化と市民サービスの利便性向上

- マイナンバーカードの利活用やオンライン申請・電子決済の拡充により、行政手続きを簡素化します。
- ワンストップ窓口やデジタル窓口の充実により、市民がより少ない負担で必要な手続きを行える環境を整えます。
- オープンデータや電子通知の活用により、情報取得や手続きの迅速化を進めます。
- 高齢者やデジタル機器の利用が難しい人への支援を行い、誰もが利用しやすい行政サービスを実現します。

〈イメージ写真〉

② 市民との対話を生かした行政事務の効率化と政策形成

- 市民との対話や広報など情報発信の充実により、市民との情報共有と共通認識の形成を図り、協働・合意形成を進めます。
- 透明性の高い情報公開と説明責任の徹底、政策立案や事業評価における客観的データの活用、業務改善の継続により、成果重視で信頼される行政運営を推進します。
- 業務の標準化・省力化、AI・RPAなどの活用により、行政事務の効率化を進めます。
- 各種データの連携・活用基盤を整備し、EBPMを定着させます。

〈トピック〉
表やグラフ

③ 次世代を見据えたデジタル基盤の整備と新たな価値の創造

- 安全で信頼性の高い情報基盤を整備し、サイバーセキュリティ対策を強化します。
- AIやIoTなどの先端技術の活用を進め、行政サービスや地域課題の解決に生かします。
- 地域課題の解決や市民生活の質の向上につながる新たなデジタル活用の可能性を探ります。
- 民間事業者や地域団体との連携により、行政だけでは生み出せない新たな価値の創出を図ります。

〈トピック〉
表やグラフ

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
オンラインで申請できる行政手続の割合			
マイナンバーカードを活用した行政手続件数			
行政手続における市民満足度			

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
デジタルサービスを適切に活用し、必要な情報を自ら得ながら、地域の取組に主体的に関わります。 地域活動や合意形成に協力し、互いに支え合う意識を持ってまちづくりを進めます。	市民が必要な情報を得やすく、手続きしやすい環境を整えます。 対話と情報発信を重ね、市民・地域・事業者との共通認識を形成します。

1 健全な行財政運営

めざす姿

人口減少しても、市民と行政が共に役割を担い、インフラ等の基本的なサービスは維持しつつ、新たな行政課題にも取り組むことができる、持続可能なまち

== 重点的に取り組むこと ==

① 既存の事務事業及び施設のダウンサイジング

- 既存の事務事業について、成果重視の観点から、歳入の確保と歳出の重点化を両輪として見直しを進めます。
- 公共施設等総合管理指針に基づき、施設数・施設規模の適正化を進めます。
- 市営のスキー場、入浴施設、保育所や賃貸住宅など、類似の民間施設があるものについては、譲渡や廃止を検討します。

② 市民と行政の役割分担の最適化

- 自助や共助の取組みが、市民・地域・事業者等の皆さまにより自発的に広がるよう、その促進に努めます。
- 行政サービスに係る使用料・手数料は、その目的に照らし、受益者から応分の負担を頂くよう、定期的にその額を見直します。
- 補助金制度は、真に必要な者への最低限の支援とし、その者の自立を阻害せぬよう、原則、補助金支給年限を設けるとともに、定期的に制度を見直します。

③ 将来負担の低減

- 一般会計の市債残高は減少しているものの、上下水道事業への基準外繰出金や職員退職手当への対策が必要であるため、料金改定や基金積立を行います。
- 公共施設の整備を計画する際には、将来の人口減少を考慮した適正規模とし、有利な補助金や起債を最大限活用します。
- 将来負担比率（令和6年度決算時点で43.4%）について、比率なし（将来負担額の全額について財源を見込める状態）を目標とします。

施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
将来負担比率	40.0%	20.0%	—

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
自らの健康を保ち、生き生きと仕事にはげみ、家庭や地域で役割を担います。	国や社会の動向を把握し、最少の経費で最大の効果を上げるようにします。 財政状況について、分かりやすくお知らせします。